令和８年度　第３回
男女共同参画審議会
資料７

第５次八戸市男女共同参画基本計画
令和７・８年度進捗状況に対する 事前質問・意見一覧表

施策の基本方向 Ⅰ　**男女共同参画に向けた意識づくり**

No.	内　容	担当課
1	**P3　重要業績評価指標** **■ 男女の地位の平等感における「平等」と答えた方の比率** 令和2年度から令和7年度で、「平等」と答えた割合が、家庭生活42.4%→28.7%、職場41.1%→27.4%、学校教育71.6%→69.3%、地域活動50.0%→43.0%、法律・制度37.7%→36.5%と、多くの分野で低下しています。一方、社会通念・慣習、政治はわずかに上昇しています。 個々の事業についてはほとんどが『順調』と評価されていますが、一方で市民アンケートでは、男女の地位を『平等』と感じる割合が、多くの分野で令和2年度より低下しています。この結果について、市ではどのように分析されているのでしょうか。また、この結果を今後の事業にどのように反映していく予定でしょうか。	市民連携推進課
	【回答】 行政による啓発やメディア報道等により、男女とも、全体的に男女の地位の不平等に対する意識が変化したことにより、これまで「仕方ない」、「これが普通」と思われていたものが、そうではなかったと認識を改めたことによるものと考えております。 令和2年度からの増減を確認しますと、男性側の方が「平等である」の低下幅が大きい傾向にあり、未だ平等ではないという認識が男性にも広がっている過渡期の状態であると分析しております。 参考までに、国においても2～3年間隔で同様の調査を行っておりますが、社会全体の男女の平等感は令和元年度で21.2%であったものが令和4年度で14.7%と激減し、令和6年度に微増して16.2%という状況であり、メディアや民間シンクタンクでの分析では、未だ平等になっていないという問題意識が高まったことを理由に挙げております。	

No.	内　容	担当課
2	**P9** **事業No.1　男女共同参画意識啓発事業** 　はちのへホコテン等で実施しているパネルアンケートについて、回答者数だけでなく、回答内容をどのように分析し、今後の啓発事業や施策に反映しているのでしょうか。アンケートを実施すること自体が目的化していないか、検証が必要ではないでしょうか。 【回答】 　はちのへホコテンでの男女共同参画パネルアンケートは、アンケートの集計結果を事業実施や効果検証の参考とする目的のほか、設問に対する回答を通じた意識啓発も目的としております。 　アンケートは質問パネルにシールを貼って回答する方式としており、家族で日頃の行いについて、会話しながら回答する姿が見られるほか、その場で回答状況が視覚的にわかるため、パネルを見ながら参加者と職員が一緒に話すなど、アンケートを通したコミュニケーションが生まれており、地道な啓発活動として一定の効果はあるものと考えております。 　なお、アンケート結果につきましては、令和5年9月のホコテンでは、「苦手な家事・しんどい家事」についてパネルアンケートを実施し、苦手な家事の調査を行い、その結果を踏まえて令和6年度から男性チャレンジ講座を開始するなど、施策の検討にも活用しております。	市民連携推進課

No.	内　容	担当課
3	**P12** **事業№6　苦情処理委員会の設置** 苦情処理制度について、R7年度に「C」と評価しながら、R8年7月31日時点でも苦情・開催実績がない状況です。市民が制度を利用していない理由についてどのように分析していますか。また、制度の周知や相談へのアクセスのしやすさについて、どのような改善を予定していますか。 【回答】 本制度の対象は、個人の権利侵害に関する相談や日常的な個別相談ではなく、「市の男女共同参画施策や措置に対する意見・要望」や「施策が男女共同参画の推進を阻害していると思われるもの」となっております。こうした専門的な性質から、他自治体におきましても、年間実績が0件、あるいは極めて少ないという状況です。 当市におきましては、施策に対するご意見の窓口として「市長への手紙」があるほか、個人の権利侵害等に関する相談については、当課への電話のほか、市民相談窓口やこども家庭相談室などの相談窓口があり、これら身近な制度で、初期の段階から適切に対応できていることが、結果として本制度の実績0件に繋がっているものと分析しております。 なお、令和7年度の「C」評価につきましては、実績がないこと自体への評価ではなく、幅広い分野の問題により的確に対応するため、現在の「委員を固定する方法」から「案件に応じた知識経験者等を選出する方法」への取扱いの見直しを決定したものの、制度設計や具体的な運用の検討に至っていないことを課題としたものでございます。 今後は、他窓口とのスムーズな連携体制は維持しつつ、実際に申し出があった際、実効性のある受け皿として機能するよう、体制移行に向けた運用の詳細等について検討を進めてまいります。その上で、市ホームページによる効果的な周知に努めてまいります。	市民連携推進課

No.	内　容	担当課
4	**P13** **事業№7　教育関係者等研修会開催事業** 　教育関係者等研修会開催事業は令和6年度から研修会ではなく啓発チラシ配布に変更され、令和7年度には市内全小中学校の教職員等へ1,549枚を配布して、事業そのものは完了となっています。 　学校教育における男女共同参画や多様性への理解は継続的な取り組みが重要だと思いますが、教育関係者等研修会開催事業が令和7年度で完了となった後、教職員への研修・啓発機能は、今後どの事業で担保されるのでしょうか。 【回答】 　令和6年度から事業内容を「啓発チラシ配布による研修支援」に変更した経緯といたしましては、ヒアリングの結果、教育現場の多様化・複雑化や、働き方改革により、教職員の負担を減らす必要があったことから、これまでのように参集型の研修会を開催することが難しくなったという状況があります。 　見直しの結果、令和5年度までの参集型の研修会では、一部の教職員しか参加できず、参加者が多い年度でも教職員全体の8%程度でしたが、令和6年度から啓発チラシの配布に切り替えたことで、全教職員が各職域においてチラシを活用した研修を受けることができております。 　令和7年2月に開催された研修主任連絡協議会において実施した研修主任を対象としたアンケートでは、「指導の際に男女共同参画を意識しているか」の設問に対し、「常に意識している」「ときどき意識している」を合わせた割合が小学校で9割以上、中学校で7割以上という結果だったことを踏まえ、令和7年度に再度全教職員に配布したことにより、令和7年度をもって事業を終了することといたしました。 　委員御指摘のとおり、学校教育における継続的な取組は重要であることから、今後は情報誌「WITH YOU」の学校への配布及び職域での活用を依頼するほか、広く市民向けに開催している男女共同参画意識啓発講演会への参加を促すなど、働きかけを行ってまいりたいと考えております。	市民連携推進課

No.	内　容	担当課
5	**P13** **事業№8　思春期健康教室** 開催回数に対し予算が多いが、何に使われているのか。	すくすく親子健康課
	【回答】 記載しております事業費は、母子保健に関する健康教育の全体事業費でございます。 この中で、思春期教室は、子育て出前講座として、小中学校からの依頼をうけて、保健師による講話や実技指導を行っております。 令和7年度の思春期教室の経費は、836,000円の内、教材費として15,000円程度です 他は、両親学級や離乳食教室に係る教材費や、試食の賄材料費、事務費、沐浴人形等の備品購入費、保健師の研修受講費に使用しております。	

施策の基本方向 Ⅱ　男女がともに活躍する社会づくり

No.	内　容	担当課
6	**P18** **事業№15　八戸市まちの魅力創生ネットワーク会議運営事業** 「提言を提出する会議体」から「自ら実証を行い、地域で動くプレーヤー集団」へ発展させるという方向性は、とても意欲的で興味深いです。具体的にどのようなアイデアや取組を実証し、まちづくりにつなげようとしているのでしょうか。 また、さまざまな市民の声をまちづくりに生かすためには、若い女性をはじめ、子育てや介護をしている方、障がいのある方など、多様な立場の方が参加しやすい環境づくりも大切だと思います。そのような多様な立場の参画の確保について、お考えをお聞かせください。	若者活躍応援課
	【回答】 ●具体的にどのようなアイデアや取組を実証し、まちづくりにつなげようとしているのか。 現在、2か年かけて取り組む具体的なプロジェクトについて、会議のメンバー間で議論を進めているところでありますが、これまでの議論では、若者を主なターゲットとして、若者が「やってみたい」と思ったことに挑戦できる機会をつくる取組や、若者が地域で活動する大人と関わることを通じて、地元で暮らす・働くことを考えるきっかけとなる取組、UIJターンにつながる取組などについて、メンバーからさまざまなアイデアが出されています。 今後、こうしたアイデアを具体的なプロジェクトとして整理し、まずは小さな実証・実践を行いながら、実施した結果や参加者の反応などを検証し、内容を改善していくことを想定しています。 また、会議の中だけで完結させるのではなく、実証を通じて地域の企業や団体、市民など新たな担い手とのつながりを生み出し、次年度以降も地域で継続的に取り組まれる活動へ発展させていくことを目指しています。 ●多様な立場の参画の確保についての考え 「まちの魅力創生ネットワーク会議」は、「若者や女性にとって魅力的なまちづくりを推進する」ことを目的としており、地域の課題や魅力について幅広い視点から議論できるよう、まちづくり活動に取り組む方や事業者、地域で活動する若者や女性など、地域に関する知見やまちづくりへの意欲を有し、プレーヤーとなって活動していただける方を中心に委員を選任しています。 また、さまざまな立場の方が参加できるよう、公募による委員の選任も行っており、今年度は、子育て中の方も委員として参画しています。	

No.	内　容	担当課
7	**P24** **事業№22　女性チャレンジ講座開催事業** 女性チャレンジ講座について、累計受講者数をKPIとしていますが、講座修了後の就労・昇進・起業・地域活動等への参加状況について追跡・把握していますか。受講者数や参加者の満足度以外の成果指標を設定する必要はないでしょうか。	市民連携推進課
	【回答】 就労、昇進、起業や地域活動への参画といった行動変化は、個人の置かれた職場環境や家庭状況など外部要因にも大きく左右され、女性チャレンジ講座単体の成果として客観的に測定・評価することが難しいと考えられることから、現時点では、受講者全体の追跡・把握等は行っておりませんが、今後、アンケート調査により、受講生のその後の活躍を把握し、発信していきたいと考えております。 なお、女性チャレンジ講座の進め方については、現在見直しを考えており、いただいた御意見を踏まえ検討してまいります。	

No.	内　容	担当課
8	**P26** **事業№24　無料職業紹介事業** 7年度と8年度の実施内容は変わっていないようにみえるが、8年度予算が大きく減額になっている理由は何か。	産業労政課
	【回答】 令和7年度までは、当事業の予算において雇用移住支援アドバイザー1名を配置し、当事業に係る事務のほか、職業相談及び移住相談の対応を併せて行っておりましたが、令和8年度から移住関連事業が若者活躍応援課に移管されたことに伴い、アドバイザーも若者活躍応援課に配置することになりました。そのため、令和8年度からはアドバイザーの配置に係る人件費が減額されております。 なお、令和8年度は、これまでアドバイザーが行っていた業務の一部を職員が行っているほか、職業相談の対応等につきましては若者活躍応援課に配置されたアドバイザーと連携を図り、対応しております。	

No.	内　容	担当課
9	**P29** **事業№115　キャリア教育推進事業** 女性のキャリア形成支援が重要な施策として位置付けられている中で、この事業は令和7年度で終了するとのことですが、これまでの取組によって、どのような成果が得られ、また、どのような課題が見えてきたのでしょうか。 あわせて、事業終了後、その役割や成果をどの事業に引き継ぎ、今後のキャリア形成支援につなげていくのか、お聞かせください。	産業労政課
	【回答】 ●成果 当事業は、地域・企業に貢献する人材育成を目的に、令和5～7年度に社会人向けキャリアアップセミナーを計3回開催し、延べ82人が受講しました。キャリアやスキルの振り返り、グループワーク等を通じて自身の強みを再認識する機会となり、受講者から高い満足度を得ることができました。 ●課題 セミナーを年1回単発で開催していたため、キャリアについて考える機会の提供にとどまり、セミナーで得た気づきや学びを、その後の職場での実践や継続的なキャリア形成につなげにくく、参加者同士の交流機会も限られていました。 ●他事業への継承・今後のキャリア形成支援 キャリア形成の内容を既存事業の「若手社員基礎力向上・職場定着セミナー」に組み入れ、若手社員の基礎力向上、キャリア形成、職場での実践、職場定着までを一体的に支援する全4回の体系的なカリキュラムに見直しを図りました。今後は、セミナーでの学習や参加者同士の交流を通じて、互いの経験や悩みを共有しながら学びを深め、学んだ内容の職場での実践、成長意欲の向上、職場定着につなげられるよう、引き続きキャリア形成支援を行ってまいります。	

No.	内　容	担当課
10	**P32** **事業№29　セクシュアル・ハラスメント等対策の周知** 　可能な範囲で結構ですので、相談件数とその後の対応状況を教えてください。	人事課
	【回答】 　令和7年度に相談が寄せられた件につきましては、相談者の意向に配慮しつつ、必要な対応を迅速かつ適切に実施いたしました。 　その結果、当該事案について、現在は収束しております。 　なお、相談者及び関係者のプライバシー保護の観点から、個別の相談内容や詳細につきましては回答を控えさせていただきます。引き続き、良好な職場環境づくりに取り組んでまいります。	

No.	内　容	担当課
11	**P5　重要業績評価指標　■ 市男性職員育児休業取得率** **P37 事業№36　男性職員の配偶者出産休暇、育児参加休暇及び育児休業の取得促進** 　重要業績評価指標では令和7年度の男性職員育児休業取得率が84.6%となっていますが、事業№36では61.5%となっています。 　この違いについて教えてください。	人事課
	【回答】 　事業№36では、当市の特定事業主行動計画に基づき取得率を算出しており、育児休業等の取得促進を広域も含めて施策展開する必要があることから、八戸消防本部を含む広域事務組合を含めた取得率(61.5%)となっております。 　一方、重要業績評価指標は、市の男女共同参画計画に基づき定めている指標であるため、広域事務組合を除いた市職員のみの取得率(84.6%)となっております。 　これらにつきましては、例年、事業№36の事業実施状況の数値と重要業績指標の数値に違いが生じており、市民連携推進課と協議の上、第6次男女共同参画基本計画では取得率の算出方法を見直し、広域事務組合を除いた市職員のみの取得率で実績報告等を行う予定でございます。	

No.	内　容	担当課
12	**P37** **事業№36　男性職員の配偶者出産休暇、育児参加休暇及び育児休業の取得促進** 育児参加休暇制度とはどのような制度でしょうか。	人事課
	【回答】 育児参加休暇は、配偶者の出産に伴って、職員が子どもの養育など、育児に参加するために取得できる特別休暇でございます。 取得できる期間は、配偶者の出産予定日の6週間前から、出産の日の後1年を経過する日までです。なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日の14週間前から取得できます。 取得できる日数は5日以内で、1日、半日または1時間単位で取得が可能です。 また、対象となる子は、当該出産に係る子に加え、小学校就学の始期に達するまでの子としております。	

No.	内　容	担当課
13	**P38** **事業№37　市職員の時間外縮減、年次有給休暇の取得促進** 職員一人当たり月平均時間外勤務時間13.0時間について、平均時間は全職員の平均でしょうか。それとも管理職を除いた職員の平均でしょうか。	人事課
	【回答】 管理職を除いた平均時間となっております。 当該時間は、時間外勤務手当の支給実績に基づいて算定していることから、管理職については当該平均時間には含まれないものとなっております。	

No.	内　容	担当課
14	**P41** **事業№119　男性チャレンジ講座開催事業** 20代～50代の男性を対象に講座を開催したとありますが、私の知り合いには60歳を超えてから料理に目覚めている男性が多数おります。 対象となる年代を広げても良いのではないでしょうか。	市民連携推進課
	【回答】 男性チャレンジ講座は、女性活躍を推進する上で、「職業生活における女性活躍」と「男性の家庭参画」は両輪であり、女性が社会で活躍するためには、女性の意識改革だけではなく、男性の家庭参画に対する意識改革や家事能力の向上が必要であるとの認識により、令和6年度から実施している事業です。 当市で開催している女性チャレンジ講座では、今後、職場等での活躍が期待される年代の方を対象としており、対となる男性チャレンジ講座においても、男性の意識改革や家事能力の向上を通じ、そのような方々の活躍が支援される環境づくりを目的としていることから、20～50代と対象年齢を設定したものであります。 現在、女性チャレンジ講座について見直しを考えているところであり、対となる男性チャレンジ講座についても必要に応じて見直しを図ってまいります。	

施策の基本方向 Ⅲ　安全安心に暮らせる社会づくり

No.	内　容	担当課
15	**P5 重要業績評価指標** **■ 八戸市防災会議の委員に占める女性の割合** 以前にも質問している内容で恐縮ですが、八戸市防災会議の女性委員割合は、令和3年度の5.7%から令和4・5年度に8.5%まで上がった後、令和6・7年度は2.8%まで下がっています。令和8年度目標も5.7%です。 地域防災では、女性だけでなく、高齢者、障がい者、子育て世帯など多様な立場の視点を防災計画や避難所運営に反映することが重要だと思います。防災会議の女性委員割合が2.8%に低下していますが、今後、多様な当事者の意見を防災施策へ反映する仕組みをどのように考えているでしょうか。	危機管理課
	【回答】 八戸市防災会議の女性委員の割合の現状について、毎年構成団体に対して女性委員の積極的な推薦を呼び掛けており、令和8年8月21日現在、女性委員が昨年から1名増の2名となり、率も目標としていた5.7%となっております。 御質問について、当市といたしましては、平時の災害予防業務や災害発生時の応急対策活動など各業務の遂行に当たっては、多様な視点に配慮する必要があることから、女性の登用は重要であると認識しており、今後も各機関等に働きかけ、その拡充に努めるほか、女性や高齢者、障がい者や乳幼児などの多様な視点に関する国や県からの助言等を、地域防災計画や各マニュアルに適切に反映していくとともに、毎年実施している避難所運営訓練などの取り組みを通じ、多様な視点を踏まえた防災体制の構築を進めてまいります。	

No.	内　容	担当課
16	**P74** **事業№77　心のバリアフリー推進事業** 高齢者や障がい者等への理解促進に向け、パネル展示やアンケート等を継続して実施されていますが、今後はさらに、障がい当事者との対話や体験型学習など、当事者が参画する形での取組へ発展させていくことも有効ではないかと考えます。 例えば、県立特別支援学校においても様々な取組が行われており、先日、八戸盲学校主催でラピアにて実施された「愛・Eyeライブラリーinはちのへ」のような地域に開かれた活動もあります。こうした既存の取組や教育機関等と八戸市が連携し、市民が障がいのある方々と実際に交流し、相互に理解を深める機会を広げていくことも、「心のバリアフリー」の推進につながるのではないでしょうか。 今後、このような当事者参加型・地域連携型の取組への展開について、どのようにお考えでしょうか。 【回答】 市民一人ひとりが障がい者や高齢者に対する理解を深め、お互いを認めあう心を育んでいくことは重要であると認識しております。 委員ご案内の八戸盲学校主催の「目の見え方で困っている人のための展示会・体験会　～愛・Eyeライブラリーinはちのへ～　」は、市民が弱視レンズの見え方や展示の読み書きなどを体験することができる機会となる活動であり、この体験を通じて相手のことを今まで以上に理解していくことに繋がるものと考えられることから、相手への理解、配慮、思いやり等の心のバリアフリーの推進に寄与するものであると思います。 心のバリアフリー推進事業については、限られた財源・体制の中ではありますが、引き続き八戸市社会福祉協議会等が主催する「ボランティア市民活動フェスティバル」を活用した啓発に努めるとともに、障がい者や高齢者等がより一層社会参画し易い環境を整備するために、当事者参加型・地域連携型をはじめ、他都市の事例等も参考に関係部署と連携して効果的な取組を研究して参りたいと思います。 貴重なご意見を賜り、ありがとうございます。	福祉政策課

No.	内　容	担当課
17	**P82** **事業№85　学習支援事業** 　生活困窮者世帯の子どもを対象とした学習支援の、周知の方法や募集方法を教えていただきたいです。また、冬休みの期間も開催する予定があるのかも知りたいです。 　高校生の中退防止については、どのような支援をしているのでしょうか。 【回答】 ●周知の方法・募集について 　ホームページでの公開、生活福祉課でのチラシの配布、学習支援の対象となる就学援助世帯の生徒に対しては、直接情報が届くように学校を通しての周知を行っています。 　この事業は、生活困窮者世帯を対象としていることから、実施場所を非公表としており、周知についても、直接対象の生徒に周知のチラシ等が配布されるよう学校への配慮をお願いしているところです。 　募集については、対象となった生徒の保護者から、生活福祉課に申し込みいただくこととしています。 ●冬休み期間の開催について 　通常、学習会は月曜日から土曜日（土曜は午前と午後の2回）の週7回各2時間で実施しており、冬休み期間中も年末年始や臨時的な休みを除いては、通常どおり実施する予定です。 ●高校生の中退防止について 　中退に至る原因は、学校の成績だけでなく、学校での人間関係や家庭の経済状況等、複雑な理由が考えられるところです。 　この事業では、高校生活において必要な基礎学力を確立するための学習支援を行うことを基本としつつ、学校生活や人間関係等の様々な相談にも日常的に関わっております。 　学習支援と相談等の関わりにより、結果として、中退を未然に防ぐことにつながっているものと考えています。	生活福祉課

No.	内　容	担当課
18	**P6　重要業績評価指標　■ 各種がん検診の受診率** **P102 事業№111　各種健(検)診の受診促進** 令和7年度の受診率は乳がん18.3%、子宮頸がん15.5%で、目標50%との差が大きく、特に子宮頸がんは前年度18.2%から低下しています。 事業№111を「順調」と評価されていますが、受診率を引き上げる具体的な策を教えてください。 【回答】 八戸市健康増進計画の前計画では、がん検診受診率の目標値を一律50%としていましたが、令和7年度からの現計画では、国の指針に基づき、受診率の算出方法を変更しており、目標値については、乳がん検診で18.3%、子宮がん検診で20.0%としております。 また、子宮頸がん検診の受診率の低下については、国が示す科学的根拠に基づくがん検診実施のための指針に基づき、令和7年度から、受診間隔を年1回から2年に1回へと変更したことが影響しているものと考えられます。 がん検診の受診率向上に向けては、がん検診未受診者に対する受診勧奨はがきの送付、医師や保健師による健康教室の開催、毎年全戸配布している「わが家の健康カレンダー」や各地区ごとに作成し配布している「健診だより」によるがん検診の周知、保健推進員による受診勧奨、当市健康アプリやインスタグラムを活用した情報発信を行っております。 また、子宮頸がん検診と乳がん検診を対象に、受診機会の拡大を図るため、年3回、日曜日に女性のがん検診を実施しているほか、検診受診のきっかけづくりの一環として、20歳の女性を対象に子宮頸がん検診、40歳の女性を対象に乳がん検診が無料となるクーポン券と受診を促すためのチラシの配布を行っております。	健康づくり推進課